

令和5年度第1四半期における公益法人への会費支出の状況

	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額	(会費の場合) 支出先法人が定める会費 一口当たりの金額、もしくは 最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等
1	公益社団法人日本監査役 協会	3010005017481	年会費	220,000	1名:100,000 2名以上*1人当たり 60,000加算	令和5年6月15日	独立行政法人通則法等の改正により監事 の機能強化が図られ、監査実務に関する 会議・研修、情報共有・意見交換等、最新 情報の入手が必要なため。
2							
3							
	合計			220,000			